

令和7年度 JEES・田辺三菱製薬医学・薬学奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、田辺三菱製薬株式会社のご支援により、「JEES・田辺三菱製薬医学・薬学奨学金」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、医学部又は薬学部 に在籍する学生への就学支援を通じて、次世代における医学・薬学界の人材育成と医療アクセスの向上に貢献することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である田辺三菱製薬株式会社(以下「寄付者」という。)は「病と向き合うすべての人に、希望ある選択肢を。」とのMISSIONの実現のため、取り組むべき重要課題の一つに「医療アクセスの向上」を掲げている。その取組の一環として、次世代の医療人材の育成と医療アクセスの向上の観点から、医学・薬学界において次世代を担う学生の経済的支援のため本奨学金へ寄付をされた。

3 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- (1) 令和7年4月に本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という。)の学士課程に正規生として在籍する者。
- (2) 日本国籍を有する者、日本への永住を許可されている者又は私費外国人留学生(日本に在留中の在留資格は「留学」であること。)
- (3) 医学部又は薬学部 に在籍する者。
- (4) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額 600,000 円(月額 50,000 円相当)以下である者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金(返済免除規程があるものを含む。)、学費免除、国の高等教育修学支援新制度は除く。]
- (5) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (6) 令和7年4月に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

10 名

5 支給内容

月額奨学金 150,000 円

6 支給期間

令和7年4月から学士課程の修了まで

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3 に挙げる応募資格に該当する者について、8 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

8 応募・推薦書類及び提出方法 (2)は推薦者として決定後、学生生活支援課から依頼するため提出不要

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※)	Excel	日本語で書かれたものに限る。
(2)	推薦書(様式 2)		Excel	推薦理由は指導教官等が日本語で記入すること。

(3) 生計維持者(原則、父母両方)の令和6年度(令和5年分)所得課税証明書(コピー可)
※記載省略のないもの

9 応募・推薦書類の提出期限 学内締切：令和7年6月20日（金）

令和7年7月18日（金）を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について選考を行い奨学生を決定する。結果は令和7年9月中を目途に大学を通じて通知する。なお採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び本奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により大学を通じて本協会に報告すること。
- (4) 奨学生は本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会等への参加に協力すること。

13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 奨学生が大学を長期(1か月以上)欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により本奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した本奨学金の支給期間内において本奨学金の支給を再開することがある。ただし、6の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む。)した場合。
 - ② 本奨学金の支給の休止期間が6か月を超えた場合。
 - ③ 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
 - ④ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ⑤ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知の上、本奨学金の支給を休止又は終了する。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13に挙げる事項に該当する場合、既に支給している本奨学金の返還を求める場合がある。また、寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 本奨学金の受給開始から終了まで、受給金額合計が年額600,000円を超える給付型奨学金に応募することはできない(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) 在籍大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期(1か月以上)の欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (5) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程4年、修士(博士前期)課程2年、博士(博士後期)課程3年とし、この期間のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。

15 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生選考のため。
- ② 奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金交流会等の開催のため。
- ④ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び本奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。
- ⑤ その他、本奨学金の運営・管理に必要な業務のため。
- ⑥ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。

(3) 個人情報の共同利用

本協会が、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する個人情報の項目は下記のとおり。

- ① 奨学生募集時に取得する事項
 - ・ 願書に記載された事項
 - ・ 推薦書に記載された事項
- ② 本奨学金受給期間中の状況確認のために取得する事項
 - ・ 学習状況報告書に記載された事項
 - ・ 学業成績証明書に記載された事項
- ③ 本奨学金受給期間中及び本奨学金受給終了後の交流継続のために取得する事項
 - ・ 奨学生の就職・進学先

【個人情報総括保護管理者】

公益財団法人 日本国際教育支援協会
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
専務理事 池田輝司

【代表者】

理事長 藤江陽子

16 応募・推薦に関する問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階

※本奨学金に関するお問い合わせは、以下のお問い合わせフォームをご利用ください。

お問い合わせフォームリンク:<https://forms.office.com/r/11egwQ3CKk>

以上